

登録教習機関登録変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「法」という。）第14条又は第61条第1項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として、法第77条第3項において準用する法第47条の2の規定に基づき登録教習機関登録事項を変更したので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定により下記のとおり公示する。

記

- | | |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 1 登録教習機関の名称 | 株式会社あたご |
| 2 登録教習機関の住所 | 長崎県長崎市星取1丁目1番28号 |
| 3 事務所の名称 | 長崎クレーン学校 |
| 4 事務所の所在地 | (変更前) 長崎県長崎市星取1丁目10
(変更後) 長崎県長崎市星取1丁目11番1号 |
| 5 変更年月日 | 令和7年8月13日 |
| 6 登録番号 | 030-1・2・3・4・5・6・7・8 |

令和7年9月5日

長崎労働局長